



空き家バンク制度を利用しませんか



空き家を賃貸・売却したい方、空き家に住んでみたい方、ご相談ください。

1. 目的

佐賀市北部山間地域(大和町松梅地区・富士町・三瀬村)の空き家を有効活用することにより、北部山間地域への移住を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。

2. 対象者

・ 空き家登録者

佐賀市北部山間地域内に空き家を所有する方

・ 空き家利用希望者

佐賀市北部山間地域外に居住する方で、北部山間地域に定住を目的として空き家の購入又は賃貸を希望し、かつ地域住民と協調し、地域の活性化に寄与できる方

3. 登録期間

空き家登録者、利用希望者のいずれも2年間とします。2年経過後は、再び登録することが可能です。
(裏面に続きます)

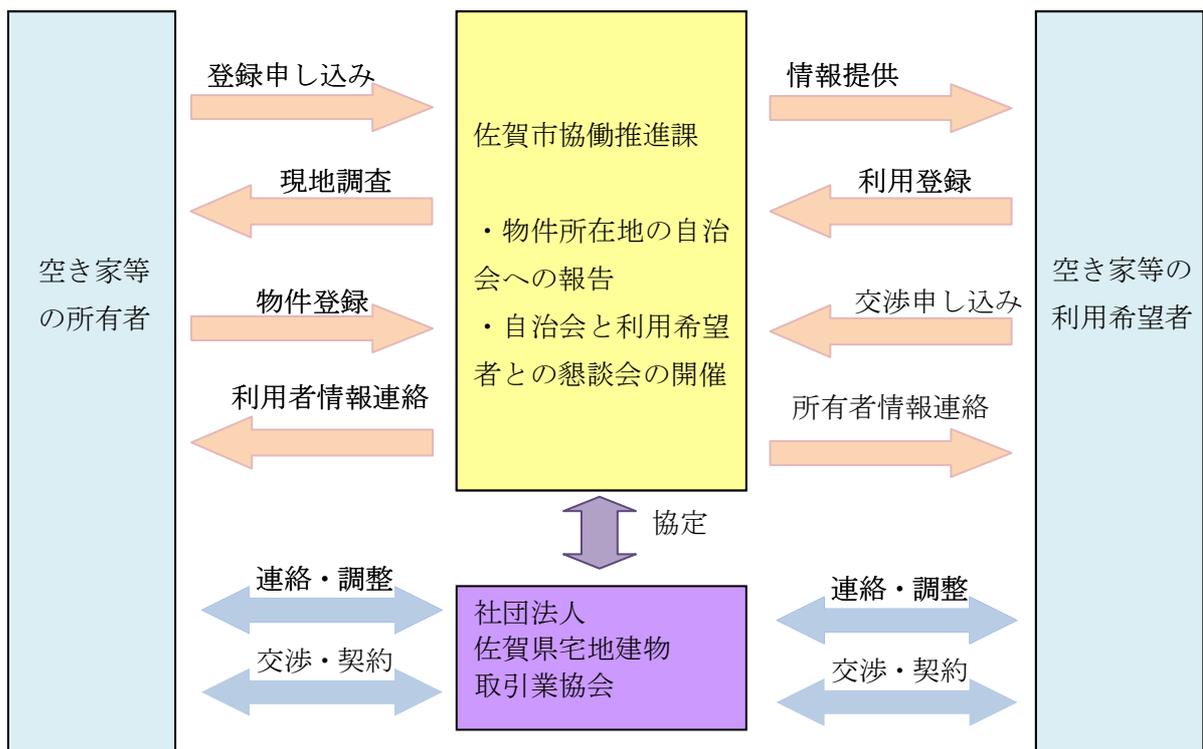
4. 登録手続きの流れ

下図を参照ください。

5. 交渉・契約等

佐賀市と社団法人佐賀県宅地建物取引業協会とは媒介に関する業務についての協定を締結していますので、仲介を希望する方は同協会への依頼をお勧めします。

—空き家バンク制度 手続きの流れ—



佐賀市と社団法人佐賀県宅地建物取引業協会とは媒介に関する業務についての協定を締結していますので、仲介を希望する方は同協会への依頼をお勧めします。なお、宅地建物取引業協会へ依頼した場合は、宅地建物取引業協会の規定に基づく所定の手数料が発生します。

佐賀市役所 市民生活部 協働推進課

〒840-0826

佐賀市白山2丁目1-12 佐賀商工ビル 7F

TEL 0952-40-7039

FAX 0952-40-7385

E-Mail kyodo@city.saga.lg.jp

Facebook

<http://www.facebook.com/sagagurashi>



佐賀市のいろんな情報を発信しています。ぜひチェックしてくださいね♪

